

茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 寒川町は、消防業務に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利の整備及び維持管理に関する事務を除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を茅ヶ崎市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、法令に定めるもののほか、茅ヶ崎市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、寒川町が負担することとし、寒川町はこれを茅ヶ崎市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、茅ヶ崎市長（以下「甲」という。）が寒川町長（以下「乙」という。）と協議して定める。この場合において、甲は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を乙に送付しなければならない。

第4条 甲は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、茅ヶ崎市歳入歳出予算において、他の執行に係る収入及び支出と分別して計上するものとする。

第5条 甲は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合においては、これを当該年度の出納の閉鎖までに乙に返還するものとする。

2 甲及び乙は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る予算に不足が生じた場合においては、その都度協議するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を乙に通知するものとする。

(収入の帰属)

第7条 委託事務の管理及び執行に伴う手数料その他の収入は、茅ヶ崎市の収入とみなし、消防費に全て充当する。

(運営調整会)

第8条 甲は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、乙と年1回定期的に茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営調整会の会議を開催するものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開催することができるものとし、詳細については別に定める。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第9条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される茅ヶ崎市の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項の条例等を制定し、改正し、又は廃止した場合においては、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(消防水利の整備及び維持管理)

第10条 寒川町は、消火の活動に常に有効に使用し得るよう消防水利を整備し、維持管理するものとする。

(財産の取扱)

第11条 茅ヶ崎市が委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な土地又は施設について、茅ヶ崎市内に存するものは茅ヶ崎市が、寒川町内に存するものは寒川町がそれぞれ所有するものとする。

2 茅ヶ崎市が委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な土地、施設、既存の車両又は資機材のうち、寒川町が所有するものについて、寒川町はこれを無償で茅ヶ崎市に貸与するものとする。

3 茅ヶ崎市が委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な車両又は資機材で新たに購入するものは、茅ヶ崎市が所有するものとする。

(委託の廃止手続)

第12条 茅ヶ崎市又は寒川町は、委託事務の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の2年前までに相手方に書面により通知し、速やかに協議しなければならない。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、甲がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに寒川町に還付しなければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成34年4月1日から施行する。

2 乙はこの規約の告示の際、併せて委託事務に関する茅ヶ崎市の条例等が寒川町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。